

「学校いじめ防止基本方針」
&
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



令和6年4月

北海道旭川商業高等学校 定時制課程

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切に授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

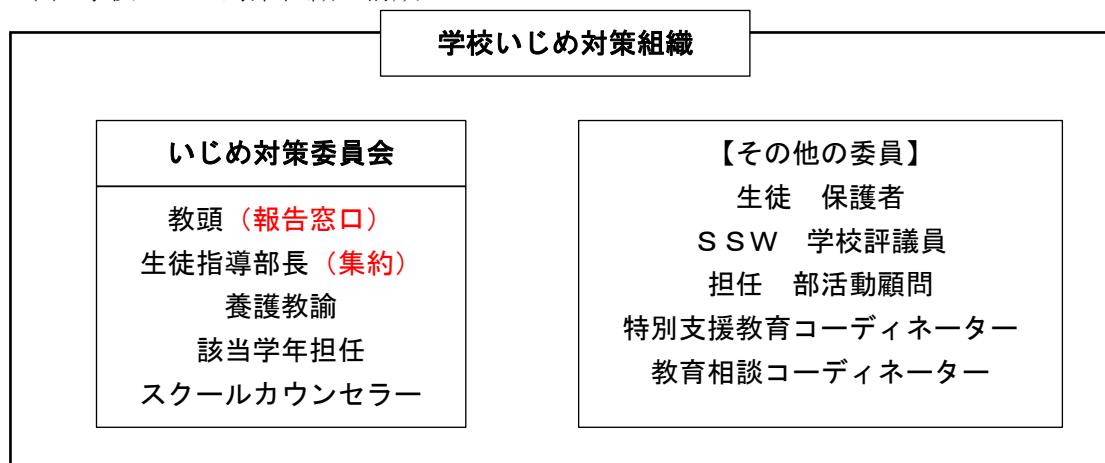
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情（定時制課程）

令和5年度 いじめ認知件数 3 件 解消率 100 %

2 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

① 未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを目指し、登校から下校まで、全教職員の生徒と触れ合う・見守り活動を継続する。

② 早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口を各学年の指導部担当教員に割り当て、日々の生徒情報を集約する。
- いじめの早期発見、事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などの情報の収集と記録を行う。また、月1回のいじめ対策委員会で、日常的な生徒の情報交流を行い、指導部報として全職員の情報共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、いじめ対策委員会を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と必要に応じて専門的知見を有する関係機関との連携を検討する。
- いじめの被害生徒に対する支援
- 加害生徒に対する指導の体制
- 対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ対策組織会議の内容の記録と保管

③ 学校いじめ対策組織において取り扱う、「いじめの認知」「いじめの対処」「いじめの解消の判断」等については、すべて校長の相談、報告を行い、決裁を受ける。

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，生徒指導部会で情報収集し，指導部報や職員会議，校内研修において周知し，教職員全員の共通理解と行動連携を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 商業教育を通し、商道德を学とともに、人間としての生き方や人とのかかわり方についての考えを深める。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 行事や幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等も関わる場合もあることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，生徒理解で得られた情報をもとに，全員が学びの土俵に上げられるよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切，不用意な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ，生徒一人一人が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができるよう内容を検討し，生徒の自己有用感・自己肯定感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう，適切な課題を設定し達成に向け努力するような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。学校は，いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

- 日常の観察や定期的なアンケート調査，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。

(1) 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

登校時

☐用事もないのに朝早く登校したり、遅く登校したりする

朝のSHR

☐遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない

☐教員と視線を合わせず、うつむいている

☐体調不良を訴える

☐提出物を忘れたり、期限に遅れる

授業中・学級活動口保健室・トイレに行くようになる

☐教材等の忘れ物が目立つ

☐決められた座席と異なる席に着いている

☐ふざけた雰囲気の中で、係りや委員等を選ばれる

☐教科書・ノートに汚れがある

☐教職員が誉めると、周りの生徒があざけたりする

休み時間等

☐弁当にいたずらをされる

☐昼食を教室の自分の席で食べない

☐一人で廊下や教室付近でうろうろしている

☐ふざけ合っているが表情がさえない

☐衣服が汚れていたりしている

☐一人で清掃している

放課後等

☐慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている

☐持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる

☐一人で部活動の準備、片付けをしている

(2) 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

☐教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている

☐ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている

☐教員が近づくと、不自然に分散したりする

☐自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

(3) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ☐ 嫌なあだ名が聞こえる
- ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
- ☐ 壁等にいたずら、落書きがある
- ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

(4) 家庭でのサイン

- ☐ 家族との会話が減ったり、学校的话题を避けるようになる
- ☐ 友人やクラスの不平等・不満を口にするが多くなる
- ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
- ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
- ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- ☐ 不審な電話やメールがあったりする
- ☐ 遊ぶ友達が急に変わる
- ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
- ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
- ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
- ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える
- ☐ 食欲不振・不眠を訴える
- ☐ 学習時間が減る
- ☐ 成績が下がる
- ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- ☐ 自転車がよくパンクする
- ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる
- ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。
- 生徒、保護者等から教職員（部活動顧問）に相談のあった情報を、個々の教職員の判断で対処するのではなく、「学校いじめ対策組織」で情報を共有・対処するため、教職員への周知、職員会議等で相談の有無を確認する。**

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応する

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

○チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間に対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

(7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応

○学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(8) 早期発見・事案対処マニュアル（別紙）

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

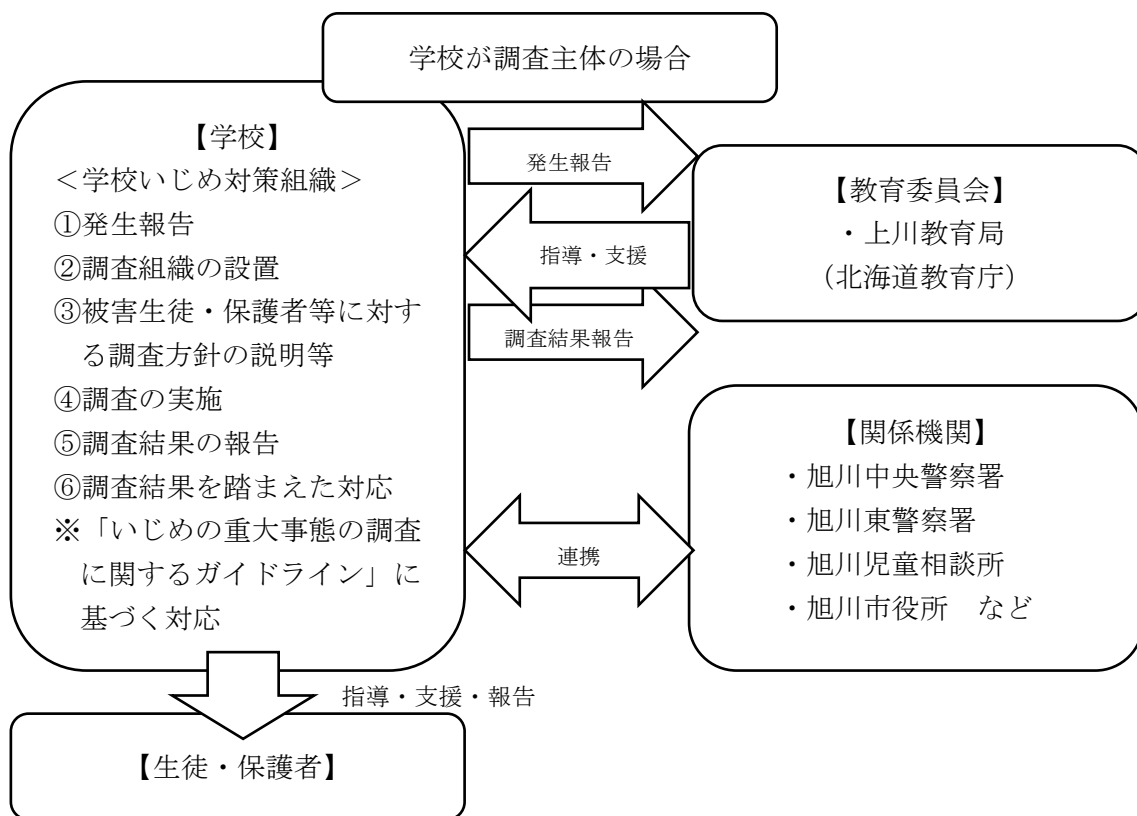
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する。
- **学校は、「学校いじめ対策組織」においていじめを認知し、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援や加害生徒への指導に関する計画や対処プランを「学校いじめ対策組織」において策定し、確実に実行する。その上で、いじめの解消の判断を「学校いじめ対策組織」で行う。**

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について北海道教育庁上川教育局に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。

- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

11 学校いじめ防止プログラム（別紙）

12 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- 年度ごとに内容を点検し、見直しを図る。
その際に、「コンパス」の「いじめ問題への取組チェックシート」を用い、定期的に教職員及び組織のいじめ問題への取り組み状況を点検し、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し、実効的に機能するものとなっているか検証・改善を行う。
- 生徒や保護者、地域住民の意見を聴取する。
- 入学時や見直しを行った場合に生徒、保護者、地域住民に周知する。

13 令和5年度における学校いじめ防止基本方針の点検・見直しにおける改善

(1) 教育局による実地調査

- ① 「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか点検を行い、見直しを行っているか。
→令和5年12月15日に対応
- ② 学校いじめ対策組織について、構成員に「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」を加えているか。
→令和5年12月15日に対応
- ③ 構成員に「学校いじめ対策組織」の役割を理解する取組を行っているか。
→令和5年12月19日職員会議・校内研修にて周知。
- ④ 「コンパス」を参考に全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を行っているか
→令和5年12月19日校内研修を実施。

(2) 保護者、地域住民、学校評議員からの指摘事項はなし。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| ○ いじめを受けた生徒や保護者 | ○ 周囲の生徒や保護者 | ○ 学級担任 |
| ○ アンケート調査や教育相談 | ○ 学校以外の関係機関 | ○ 担任以外の教職員 |
| ○ スクールカウンセラー | ○ 地域住民等 | |

<いじめの報告>

- 把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定（いじめ対策委員会）】

- | | | |
|---|--------------------------------------|--|
| ☐ 事実関係の把握 | ☐ いじめの認知の判断 | ☐ 指導方針や指導方法の決定 |
| ☐ 対応チームの編成及び役割分担 | ☐ 全教職員による共通理解 | ☐ SCや関係機関との連絡調整 |

【いじめ対策委員会による対処】

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ○ いじめを受けた生徒及び保護者への支援 | ○ いじめを行った生徒および保護者への指導・助言 |
| ○ 周囲の生徒への指導 | ○ スクールカウンセラーの派遣要請 |
| ○ 関係機関への相談（上川教育局、旭川児童相談所、警察など） | |

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題と捉え、いじめをなくするため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- ☐ 事実の整理、指導方針の再確認
- ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

- ☐ 生徒指導体制の点検・改善
- ☐ 教育相談体制の強化
- ☐ 生徒理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実
- ☐ LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫
- ☐ 分かる授業の展開や、少人数での授業展開を活かした手厚い指導、検定取得を通じた努力が実を結ぶ自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○家庭、地域との連携強化

- ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ☐ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- ☐ 生徒会とPTAと協力し学校行事を運営するなど豊かな心の醸成を促す。

いじめ防止のための年間指導計画

月	いじめ未然防止に係る学校行事や取組	心の通い合いを大切にした体験・異学年・異年齢交流				いじめ防止委員会 学校生活アンケート
			いじめに関する学習	生徒会活動	教育相談 生活支援	
4	☐ 入学式 ☐ 新入生歓迎会		☐ いじめに対する授業（LHR）	☐ 対面式	☐ 個人面談旬間	★いじめ対策委員会① ☐ 「ほっと」の実施
5	☐ 薬物乱用防止教室		☐ ★いじめ問題に対する研修①			☐ いじめアンケート①（全校）
6		☐ 各種検定取得のため異学年との講習		☐ 交通安全標語の作成		★いじめ対策委員会②
7	☐ 定時制・通信制生徒生活体験発表校内朗読会	☐ 炊事遠足 ☐ 職業講話				☐ 学校生活アンケート
8				☐ 交通安全啓発運動	☐ 三者面談	
9	☐ 定時制・通信制生徒生活体験発表会					★いじめ対策委員会③
10	☐ 学校見学会		☐ ★いじめ問題に対する研修②			☐ いじめアンケート②（全校）
11	☐ 学校見学会				☐ 個人面談旬間	☐ 学校生活アンケート
12	☐ 夜商フェス			☐ 夜商フェス		★いじめ対策委員会④
1		☐ 各種検定取得のため異学年との講習				☐ PTA研修による保護者への説明
2						
3					☐ 個人面談旬間	★いじめ対策委員会⑤

☐は生徒、保護者が対象 ★は教職員が対象

学校いじめ防止基本方針

改訂のポイント（令和5年7月）

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

インターネットでの
いじめも対象

いじめに対する基本的な考え方

・「けんか」や「ふざけ合い」であっても見えない所で被害が派生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

・ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

いじめられた側に
立って考えます

いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

どんないじめも
許されない

いじめの解消

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続している

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認

いじめは、単に謝罪して解消とはなりません（謝れば終わりではない）

未然防止

- ・教育相談の充実
- ・人権教育の充実
- ・情報モラル教育の充実
- ・居場所や絆づくり

早期発見

- ・サインを見逃さない見守り（校内、校外、教室内、家庭内）
- ・相談体制の整備
- ・定期的調査の実施
- ・情報共有

組織的対応

- ・いじめられている生徒への対応（安全・安心の確保、心のケア等）
- ・いじめている生徒への対応（事実確認、背景や要因の理解、いじめられている生徒の苦痛に気づかせる等）
- ・関係集団への対応
- ・保護者への対応
- ・関係機関との連携
- ・ネットいじめへの対応

いじめの重大事態について（いじめの重大事態で傷つく生徒を増やさないために）

重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合） ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など

○「相当の期間」とは、

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合

には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）より抜粋）

いじめは「絶対に許されない」

いじめは「いじめる側が悪い」

☆新しい「学校いじめ防止基本方針」は旭商HPもしくはこちらのQRコードから

